

介護保険住宅改修を受けられる方へ

(住宅改修の申請手順)

1. 事前に相談してください。

- ・要介護の方は担当ケアマネジャーに、要支援の方・要介護の方でケアマネジャーを決めていない方はお住まいの高齢者相談支援センター職員に必ず相談してください。
- ・受領委任払いを利用する場合、利用者と事業者の間で受領委任の合意をしてください。

2. 着工前に事前協議書を提出（着工予定日の2週間前を目安に提出してください。）

下記の書類を提出し、事前申請します。

○事前協議書

○居宅（介護予防）サービス計画書（第2表、第4表）

担当のケアマネジャーが決定していない場合やサービスの利用がない場合は、高齢者相談支援センター職員が作成した住宅改修が必要な理由書。

○見積書（改修場所、内容及び規模（長さ・高さ・面積等）を明記し、材料費、施工費（大工手間）、諸経費、消費税等を区別して記入）

○間取り図（平面図）（略図でも結構ですが、施工後の寸法を記入してください。）

○改修前の写真（撮影日の入ったもの、生活動線がわかるように撮影してください。）

3. 市から担当ケアマネジャー、高齢者相談支援センター職員に事前申請の可否の報告

4. 施工→完成

5. 完成後の給付費の申請

完成後に下記の申請書類を提出します。

○支給申請書（原則、被保険者本人名義の口座を記入してください。家族名義の口座の場合は委任状が必要です。受領委任払いの場合は、住宅改修事業者の口座を記入してください。）

○領収書（介護保険の被保険者本人名義のもの。家族が行う改修工事の場合も材料の領収書名義は被保険者本人です。）

○完成後の写真（撮影日の入ったもの）

○工事費内訳書（事前申請時と変更があった場合のみ）

6. 決定・給付費の支払

・改修費用（介護保険対象分）の9割、8割又は7割を居宅介護・介護予防住宅改修費として支給します。

・受領委任払いの場合は、住宅改修事業者に支給します。

（原則、月末締め翌月20日払いです）

・支給限度額は一住宅20万円（被保険者負担分を含む）です。

ただし、要介護度が3段階以上上がった場合又は転居した場合は、再び20万円が支給限度額となります。

「住宅改修の種類」

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消（敷居を低くする、スロープ設置、浴室の床のかさ上げ、玄関から道路までの通路等の段差解消等）
- (3) 滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え（ドアノブの変更、戸車の設置等も含む）
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他アからオの改修に付帯して必要となる住宅改修
 - ア 壁の下地補強
 - イ 浴室床の段差解消（浴室床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事等
 - ウ 下地の補修や根太の補強等
 - エ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事等
 - オ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化は除く）、床材の変更等

（注意点）

- ・ 新築、増築は住宅改修費の支給対象とはなりません。
- ・ 高額介護サービス費の支給対象とはなりません。
- ・ 介護認定申請前、住宅改修事前申請前の着工工事や認定結果が非該当の場合は支給対象とはなりません。
- ・ 住宅改修終了後に入院（入所）もしくは死亡の場合でも、支給申請ができます。
- ・ 入院（入所）中でも事前申請はできます。ただし支給は退院（退所）後になります。
- ・ 事前申請後、入院（入所）もしくは死亡の場合、その時点で工事が完成したところまでを支給申請できます。